

# 困っていませんか? 働き方改革のすすめ方

2019年から、働き方改革の改正法が順次適用されます。  
有給休暇、残業時間、勤怠管理など、対策はちゃんとできていますか?  
何から始めたらいいかわからないという方、ぜひこのセミナーにご参加  
ください!!

## ◎働き方改革改正法のポイント◎

**有給休暇5日取得**  
2019年4月～

**時間外労働の上限**  
中小企業は2020年4月～

**同一労働同一賃金**  
中小企業は2021年4月～

日時

**8月29日(木)13:30▶15:30**

場所

**山陽産業会館2階**  
(赤磐商工会本部:赤磐市下市357-7)

講師

**杉本 由起夫 社会保険労務士**  
(杉本社会保険労務士事務所)



講習会  
会場



- 対象 地区内の小規模事業者及び開業予定者
- 定員 **25名**(先着順)
- 参加費 **500円** (赤磐商工会会員は無料)
- 持参物 筆記用具
- 申込 TEL:086-955-0144、FAX:086-955-0376  
または、ホームページから今すぐ申し込みください!

赤磐商工会 あて (FAX:086-955-0376) 24時間受付  
**困っていませんか?働き方改革のすすめ方 申込書**

事業所名		参加者氏名	
住所		業種	
T E L		F A X	